また、同評価等によると、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、動物については文化財保護法（昭和25年法律第214号）による天然記念物であるイヌワシ及びネコギギ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）による絶滅のおそれのある国内希少野生動植物種であるオオタカ、クマタカ及びハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているホトケドジョウ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサシバ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているキンランその他これらの分類に該当しない重要な種が確認されている。これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響がない又は小さいとされた種以外のものについては、保全措置により、影響が回避・軽減されると予測されている。主な保全措置としては、ネコギギについては、工事区域から濁水が発生し、生息地に影響が生じる場合があることから、生息環境の保全に配慮しながら工事を実施することとしている。ホトケドジョウについては、付替水路の一部が暗きょとなることから、個体の移設等を実施することとしている。オオタカ及びサシバについては、営巣が確認されていることから、専門家の指導助言を受け、モニタリング調査を継続し、必要に応じて代替営巣林の整備等の適切な保全措置を講ずることとしている。キンランについては、事業の実施により生育地が消失することから、移植を行うこととしている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合には、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が14箇所存在するが、このうち６箇所については既に発掘調査が完了しており、適切な措置が講じられている。起業者は、今後、残る８箇所についても三重県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3)　事業計画の合理性

本件事業は、本件地域と三重県内外の各都市とを結ぶ広域的な高速交通ネットワークの強化を主な目的に、国土開発幹線自動車道建設法（昭和32年法律第68号）に基づく国土開発幹線自動車道として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第１種第２級の規格に基づく４車線の高速自動車国道を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、平成６年７月８日に都市計画決定され平成21年11月20日に変更決定された都市計画と、車線数、のり面等を除き基本的内容について整合しているものである。

なお、本体事業については、６車線の事業として都市計画決定されているところ、４車線の事業として施行するものであるが、施行箇所の決定に当たっては、都市計画決定された区域を基本に、移転対象物件数、線形、事業費等の社会的、技術的及び経済的な面から総合的に勘案されたものであり、適切なものと認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う市道及び町道の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

(1)　事業を早期に施行する必要性

３(1)で述べたように、本件地域と三重県内外の各都市とを結ぶ広域的な高速交通ネットワークを強化することにより物流の効率化等を図るとともに、現道では交通混雑が発生しており交通混雑の緩和等を図る必要があることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、鈴鹿市長を会長とする新名神高速道路三重県区間建設促進期成同盟会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　三重県四日市市役所、三重郡菰野町役場及び鈴鹿市役所

○国土交通省告示第四百二十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十七年三月二十五日

国土交通大臣　太田　昭宏

第１　起業者の名称　東日本高速道路株式会社

第２　事業の種類　高速自動車国道東北中央自動車道相馬尾花沢線新設工事（山形県東置賜郡高畠町大字深沼字烏柳地内から同町大字深沼字中谷地地内まで及び南陽市川樋字丸山地内から上山市金瓶地内まで）並びにこれに伴う市道、町道及び農業用用排水路付替工事

第３　起業地

１　収用の部分　山形県東置賜郡高畠町大字深沼字烏柳、字把柳、字舟入、字前谷地及び字中谷地地内

山形県南陽市沼柳字右京一、字右京二及び字右京七、川樋字丸山、字南谷地、字大洞、字大洞山及び字山崎並びに小岩沢字南沢山、字水上、字萱ケ作、字萱ケ作山及び字橋本地内

山形県上山市中山字金盈山弐、字金盈五、字金盈山壱、字小飽原山、字所沢山、字小飽原七、字長峰、字飽原七、字萩ノ倉、字飽原八、字飽原九及び字矢ノ沢弐、阿弥陀地字堂満山、小穴字小穴沢山、字小穴沢及び字堂満山、藤吾字前高宇カ内林、字前高ウカ山、字内林、字コブシ、字山岸、字塚廻、字大田、字水尻、字屋裏、字道下、字北浦、字谷地、字中道、字久保及び字下原、川口字赤坂前、赤坂字山ノ内、字前田、字太子堂、字赤坂及び字水尻、石曽根字大田、高松字三本松、関根字西原、字ヤウラ、字下原、字西通、字中通、字東通及び字三島、宮脇字下川原、字八幡前、字高野坂及び字笹山、金生字西区、字坂下及び字笹山、金谷字大日向山、字甲石、字飯ノ森、字元甲石及び字鬼谷地、永野字飯ノ森、蔵王の森、高野字飯ノ森、権現堂字北ノ山、金瓶並びに金瓶字冨沢及び字北地内

２　使用の部分　山形県南陽市川樋字山崎及び小岩沢字南沢山地内

山形県上山市中山字金盈山壱、字小飽原山及び字矢ノ沢弐、小穴字小穴沢山、藤吾字西沢、字東沢及び字吹矢沢、宮脇字笹山、金生字岩下、字入沢、字観音原、字前山、字山神上、字北沢山及び字北沢、仙石字大沢山、字小作田、字北沢山、字笹森、字大沢、字大仏堂、字堂ノ向、字堂ノ上及び字小松堀、金谷字廻立山及び字大日向山、権現堂字北ノ山並びに金瓶字原、字水上及び字冨沢地内